

横須賀市立総合福祉会館電力供給（長期継続契約）仕様書

1 概要

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 件名 | 横須賀市立総合福祉会館電力供給（長期継続契約） |
| (2) 需要場所 | 横須賀市立総合福祉会館（横須賀市本町2丁目1番地） |
| (3) 地区番号 | 19（計量日18） |
| (4) 業種及び用途 | 複合 |
| (5) 契約種別 | 業務用電力 |
| (6) 請求先 | 横須賀市小川町11番地 福祉部福祉総務課 |

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|----------|
| ア 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6,600V |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6,600V |
| エ 標準周波数 | 50Hz |
| オ 受電方式 | 1回線受電 |
| カ 蓄熱式負荷設備の有無 | 無 |
| キ 非常用発電設備等 | 有（200kW） |

(2) 予定契約電力、予定使用電力量等

- | | |
|------------|--|
| ア 予定契約電力 | 347kW（H30.4～R2.3の平均値） |
| イ 予定契約電力合計 | 8,324kW
※各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 |
| ウ 予定使用電力量 | 2,049,038kWh
※月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。 |
| エ 使用電力量実績等 | 過去2年間の実績は別紙2のとおり。 |

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日までとする。なお、電力供給期間は次のとおりとする。
令和3年3月1日0:00から令和5年2月28日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- | | |
|-------------|-------------------|
| ア 自動検針装置 | 有 |
| イ 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針 |
| ウ 電力量計構成 | 電力需給用複合計器（通信機能付き） |

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

東京電力パワーグリッド(株)の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド(株)の母線と横須賀市の地絡遮断装置(UGS)の電源側接続点

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力量等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時はこれによらず、実際の期間で算定をすること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金(以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。)を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

・基本料金=基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

・電力量料金=「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

*夏季電力量料金

7月1日から9月30日までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価(1銭単位)

*その他季電力量料金

夏季以外の月の1月における使用電力量1kWh当たりの単価(1銭単位)

*燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件(電気需給約款)の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

・燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件(電気需給約款)による。

(令和2年5月分から令和3年4月分までは2.98円/kWh)

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額(地方消費税額を含む)の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

ア 料金の請求は月毎に行い、請求額は2-(6)に基づき各種の調整加減算を行った後、税込金額を算出する。

イ 請求書は紙で発行し、1-(6)の請求先に郵送する。なお、請求書には請求内容の内訳(電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等)を記載すること。

(8) 消費税率が変更となった場合の請求金額

ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
ア	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110
イ	電力量料金	「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量× 1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
ウ	再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

* 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ(イ)及び(ウ)による。

* 端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(9) その他

ア 力率の実績は別紙2のとおり。契約期間中は100%を保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ 契約期間中に電力の契約に影響する工事を実施する予定はない。

エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。

オ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。

なお、契約の締結は単価契約により行う。

ク 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。

ケ 請求の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を一つの電子データ（エクセルやCSV形式等のファイル）にし、毎月の請求単位で福祉総務課に提出すること。ただし、セキュリティが管理されているウェブページにおいて、契約者毎にIDやパスワードを付与

し、他の者が見ることができない形で電子ファイルを閲覧できる場合は提出に代えることができる。その他の詳細は別途協議のうえ決めるものとする。

コ 契約先変更の手続きに必要な供給地点特定番号、現在の供給者との契約番号（コード）、現在の供給者との契約名義及び現在の供給者については、落札者に開示する。

また、落札者から変更の手続きに係るその他必要書類について提出依頼があった場合は、別途対応する。

サ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。

シ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

3 連絡先

横須賀市 福祉部福祉総務課 電話 046-822-8269

【別紙1】月別予定使用電力量

	3年3月	3年4月	3年5月	3年6月	3年7月	3年8月	3年9月	3年10月	3年11月	3年12月	4年1月	4年2月	合計 (2年分)	夏季	その他季
	4年3月	4年4月	4年5月	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月	4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月			
使用電力量 (kWh)	78,288	77,585	73,683	91,830	94,550	104,328	101,859	88,012	75,207	79,108	73,397	86,672	2,049,038	601,474	1,447,564
契約電力 (kW)	352	341	341	341	341	336	350	352	352	352	352	352	8,324		
最大需要電力 (kW)	269	254	283	315	318	348	332	295	261	268	280	280			

※夏季とは7月1日から9月30日までの期間、その他季とは4月1日から6月30日までの期間および10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

